

# エコアクション21 環境活動レポート



(運用期間 2011年5月1日～2012年4月30日)

作成日 2012年5月20日

株式会社 サトキン

## 【 目 次 】

表 紙	P1
目 次	P2
1. 環境方針	P3
2. 事業概要	P4
3. 対象範囲(認証・登録範囲)	P5
4. 環境負荷の調査結果と取組状況まとめ	P5
5. 環境目標とその実績	P6・7
6. 環境活動計画の取組みと評価	P8
7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無	P8・9
8.代表者による全体評価と見直しの結果	P10

# 環境方針

株式会社 サトキン は、地球環境保全が人類共通の最重要課題であることを認識し、当社の事業活動のあらゆる分野で、環境に配慮した行動に努め、住み良い環境の実現とその環境の次世代・次々世代への継承に貢献します。

1. 当社の主力事業である、銅合金・アルミ合金鋳造、その他関連品の事業活動を通じて、環境経営マネジメントシステムを構築し、環境目標・環境活動計画を定め継続的な改善に努めます。
2. 関連する環境の法規制を遵守し、環境汚染の防止や、環境保全の継続的改善を図ります。
3. 事業活動のなかで、特に以下の項目を重点的なテーマとして環境目標を設定し取組、必要があれば目標を見直すなど継続的に改善向上をはかっていきます。
  - ① 電力、燃料使用量削減による、二酸化炭素排出量の削減に努めます。
  - ② 事業活動から排出される廃棄物量の削減に努めます。
  - ③ 節水活動による水使用量の削減に努めます。
  - ④ 事業活動で使用する化学物質の削減に努めます。
  - ⑤ 事業活動での使用物品・事務用品のグリーン購入に努めます。
  - ⑥ 製造過程で発生する不良品の削減に努めます。
  - ⑦ 製造過程で発生する端材等を再利用します。
4. 環境教育並びに朝礼等を通じて全社員にこの環境方針を周知します。

この環境方針は、全社員に周知徹底するとともに、一般に公表します

2010年7月14日

株式会社 サトキン  
代表取締役社長



## 2. 事業概要

### 1) 事業者名及び代表者名

株式会社 サトキン  
代表取締役社長 大塚 康幸

設立日：1988年5月6日  
資本金：2,000万円

### 2) 所在地

〒370-2124  
群馬県高崎市吉井町塩 309-8

### 3) 環境管理責任者及び事務局

環境管理責任者：営業管理課長 猪熊 厚志  
Ecoアクション21事務局：青木 宏明

### 4) 連絡先

TEL: 027-320-3655  
FAX: 027-320-3656  
URL: <http://www.satokin.co.jp>  
E-mail: [inokuma@satokin.co.jp](mailto:inokuma@satokin.co.jp)

### 5) 事業活動の内容

・銅合金・アルミ合金鋳造、その他関連商品製造・販売

### 6) 事業規模

活動規模	単位	2009年	2010年	2011年
売上高	百万円	656	434	490
従業員	人	23	23	24
床面積	m <sup>2</sup>	1575.77	1575.77	1575.77

### 7) Ecoアクション21 推進組織図

EA21 推進体制	
	最高責任者 大塚 康幸
	工場長
EA21委員会 (1回/3か月開催)	環境管理責任者 猪熊 厚志
	事務局 森本 健
造型	溶解
	仕上
	品質技術
	営業管理
職名	役割
最高責任者	<b>代表取締役社長 大塚 康幸</b> ①環境管理責任者をはじめ、必要な責任者を任命する。該当責任者には、現在の責務に関わりなく、兼任で責任と権限を明示する。 ②Ecoアクション21の構築・運用・維持に必要な経営諸資源(人材・資金・機器設備・技術・技能)を準備する。 ③環境方針を制定する。 ④Ecoアクション21の構築・運用に関する情報を収集し、環境方針・環境目標をはじめ、システム全体の見直しを行い、必要に応じ改定を指示する。 ⑤環境目標・環境活動計画及び環境活動レポートの承認をする。
環境管理責任者	<b>営業管理課長 猪熊 厚志</b> ①EA21の要求事項に適合したシステムを構築し、実施し、かつ維持されることを確実にする事。 ②社長による見直しの為の情報として、その構築・実施に関する情報を社長に提供する。 ③利害関係者からの苦情、要望等の処理と連絡。 ④環境への負荷及び取組への自己チェックの実施 ⑤環境目標及び環境活動計画の策定 ⑥環境活動レポート、環境経営マニュアルの作成
事務局	<b>森本 健</b> ①事務局として、環境管理責任者を補佐し、環境経営システムに関する実務全般を所管する。 ②環境関連法規等の取りまとめ及び遵守状況の確認。 ③教育・訓練計画の策定と実施(緊急時対応訓練、テスト含む。) ④環境文書及び記録の作成と管理。
各部門責任者	①自己の管理範囲における実施責任者として、全員参加による環境経営システムの実施及び管理に責務を負い、部門内の必要な人材育成・パフォーマンスの向上を図る。 ②環境目標及び実施項目に対する問題点の予防処置、是正処置を実施する。
EA21委員会	①最高責任者・環境管理責任者・事務局・各部門責任者で構成し、委員長は、社長とする。 ②環境経営システムに関する経営資源の合理的・効果的な実施を図り、目的を達成する為に1回/3か月招集して開催する。 ③この委員会は、環境目標及び環境活動計画の結果確認とEA21に関する審議を行う。

3. 対象範囲(認証・登録範囲)

1) 適用事業範囲は、

本社工場：群馬県高崎市吉井町塩 309-8

上記以外関連事業所は、ありません。

2) 活動レポートの対象期間及び発行日

対象期間:2011年5月1日から2012年4月30日

発行日:2012年6月1日

4. 環境負荷の調査結果と取組み状況まとめ

環境負荷削減の目標及び環境活動計画を策定するため、過去4年間の環境負荷実績の調査結果と2012年6月に実施した環境への取組み状況まとめは下表の通りです。

購入電力の排出係数:0.425(kg-CO<sub>2</sub>/kwh)

環境への負荷		単位	2007年	2008年	2009年	2010年	2011年	
① 温室効果ガス排出量	二酸化炭素	Kg-CO <sub>2</sub>	347056	374666	353031	473709	400814	
	( )	Kg-CO <sub>2</sub>						
	( )	kg-CO <sub>2</sub>						
② 廃棄物排出量及び 廃棄物最終処分量	一般廃棄物	( )	t					
		( )	t					
		最終処分量	t	1	1	1	3.6	2.8
	産業廃棄物	(鉄屑)	t	0.7	0.7	0.55	0.6	0.7
		(鋳さい)	t	116.58	65.35	124.47	282	270
最終処分量	t	8.29	9.38	12.9	20.2	15		
③-1 総排水量	公共用水域	m <sup>3</sup>						
	下水道	m <sup>3</sup>	293	325	380	402	390	
③-2 水使用量	上水	m <sup>3</sup>	293	325	380	402	390	
	工業用水	m <sup>3</sup>						
	地下水	m <sup>3</sup>						
④ 化学物質使用量	フェノール樹脂	kg	17280	14880	15840	48000	18650	
	プロピレナーホネート	kg	3930	4580	4330	12960	6520	
	r-ブチロラクトン	kg	1572	1832	1732	4800	2020	
	ジ酢酸エチレングリコール	kg	1572	1832	1732	4800	2020	
	メタノール	kg	4200	4800	3200	3200	3200	
	トルエン	kg	10.5	6.3	8.4	0	0	
	シクロヘキサン	kg	7	4.2	5.6	0	0	
⑤ エネルギー使用量	購入電力(新エネルギーを除く)	MJ	3073860.7	3102819.8	3056186.3	3991727.1	3256186.3	
	化石燃料	MJ	3530592.7	3959907.6	3647638.1	4979631.4	3847638.1	
	新エネルギー	MJ						
	その他	MJ						
⑥ 物質使用量	資源使用量	t	478	474	453	645	483	
	循環資源使用量	t	209	207	198	193	199	
⑦ サイト内で循環的利用を 行っている物質等	利用された物質	t	209	207	198	193	199	
	水の利用量	m <sup>3</sup>						
⑧ 総製品生産量または 総商品販売量	製品生産量等	t	267	265	254	355	248	
	環境負荷低減に資する製品等	t						
	容器包装使用量	t						

○①温室効果ガス排出量(二酸化炭素)、②廃棄物排出量、③-1総排水量、④化学物質使用量は必須項目です。なお、総排水量の把握が困難な場合には、③-2水使用量が把握必須項目となります。









○各指標の値については次頁以降の集計結果を記入してください。



○⑧総製品生産量または総商品販売量について、「製品」は、工場等で製造された品物を意味し、「商品」は、売上の目的物としての品物を意味します。したがって「商品」には、「製品」や「サービス」等も含まれます。

## 5. 環境目標とその実績

当社の環境目標は、2009年度の環境負荷実績を把握し、2012年度までの目標を下記の通り設定し活動を開始いたしました。尚、2009年度の実績は、2009年9月から2009年11月の3カ月のデータです。

1) 環境目標と環境負荷・実績\*短期目標、次年度・中期目標は、全て09年度に対しての削減率です。「▲:クリア・△:オーバー」です

取組項目	担当区分	09年度実績 (基準値)	目標 (11年度)	実績 (11年度)	次年度 目標 (12 年度)
1-1. 電気使用量の削減	EA21 事務局 又は工場長	総電気使用量 310,904KWh (117,521kg)	2%削減 304,685.92KWh (115,171kg)	 328,933KWh (122,784kg) (△6.%)	目標値 改定
1-2. 燃料使用量の 削減	営業管理課 吉澤	営業車・トラック・ フォークリフト (ガソリンの削減)5台 (12,339.27 kg)	2%削減 5,207.79L (12,092.48 kg)	 2,582.47L (5,994.83 kg) (▲51%)	目標値 改定
		灯油の削減 3,623L (9,028.51 kg)	2%削減 3,550.54L (8,847.95 kg)	 2,390L (5,953.51 kg) (▲32.8%)	目標値 改定
2. 廃棄物量の削減と リサイクル化	営業管理課	総廃棄物量の削減 4.0t	2%削減 3.92t	 3.71t (▲5.4%)	目標値 改定
3. 水資源使用量の 削減	営業管理課 猪熊	水資源使用量の削減 402 m <sup>3</sup>	2%削減 393.96 m <sup>3</sup>	 396.0 m <sup>3</sup> (△0.5%)	目標値 改定
4. 化学物質の削減	工場長	化学物質(マノール)の 削減	3,207 kg	 2,250 kg (▲30%)	目標値 改定
5. グリーン商品の購 入	全社 吉澤	新規取組項目	8品目	 26品目購入 (100%達成)	8品目/年
6. 不良品の削減	全社 事務局	基準値年売上額	基準値年間売 上額 2%削減 (円)	 3,287千 (▲72.7%)	基準値年 間売上額 2%削減

取組 項目	担当 区分	09 年度実績(基準値)	短期目標 (10 年度)	短 期 実 績 (10 年度)	次年度目標 (11 年度)	
7. 端財等の 再利用	工場長	端材の再利用(銅・ アルミ合金) 209t	2%アップ 213.18t	 259.3t (▲21%)	2%アップ	
8. 環境保全取組 実施率の向上	全社 事務局	94.5%(環境保全取 組実施度)	09 年度実績に 対して 1.5 ポイ ントアップ	 工場周辺の 除草作業 実施	2.5ポイント アップ	

6. 環境活動計画の取組みと評価 2011年5月～2012年4月

No.	環境目的 項目	管理項目 実施事項	月別実行計画及び進捗管理		担当部署	責任者
			活動内容	次年度計画		
1-1	電気使用量の削減	①照明・パソコン不要時電源OFFの推進	活動掲示、ミーティング時連絡徹底	活動掲示、ミーティング時連絡徹底	営業管理	猪熊
		②冷暖房温度の適正化(暖房20℃、冷房28℃)	エアコン・冷暖房機の掃除徹底	エアコン・冷暖房機の掃除徹底		
		③節電表示	表示済	表示済		
		④事務所・工場内の昼休み、休憩時間の電灯消灯	各部リーダー徹底	各部リーダー徹底		
		⑤設備電気不要時の負荷遮断	実施済	リーダーによる確認		
		⑥不要箇所冷暖房ダストストップの徹底	各部リーダー徹底	リーダーによる確認		
1-2	二酸化炭素排出量の削減(ガソリン・軽油)	①アイドリングストップの徹底(フォークリフトを含む社有車)	アイドリングストップ車導入	表示物により徹底	事務局	森本
		②効率の良い配車スケジュールの検討・実施	運行スケジュール作成	前日、当日にルート確認		
		③車両の燃料使用量と走行距離を記入	車輛使用燃料把握	車輛使用燃料把握		
		④「エコドライブの薦め」を車両内に掲示	社内掲示、車内掲示	社内掲示、車内掲示		
		⑤積載物の見直しと軽量化(余分なものを置かない)	社内に物を置かない	社内に物を置かない		
1-2	二酸化炭素排出量の削減(灯油)	①暖房器具のメンテナンスの徹底	5S委員会による管理	5S委員会による管理	事務局	森本
		②節約表示	節約表示作成	節約表示の		
		③使用量の社員への開示	社内掲示	社内掲示		
2	廃棄物の削減とリサイクル化	①分別の実施	ゴミ箱の区分け	ゴミ箱の区分け	営業管理	吉澤
		②両面コピー・裏紙利用の徹底	裏紙使用推進	裏紙使用推進		
		③リサイクル化の検討・実施	シュレッダーダストの再利用検討	スリーブの再利用促進		
		④廃棄物の計量の実施	ゴミ収集センターにて計量	ゴミ収集センターにて計量		
		⑤ダンボール(包装用)の再利用検討と見直し	使用可能不可の選別	使用可能不可の選別		
3	水資源投入量の削減	①節水コマの取付け	—	使用できる節水コマの導入検討	営業管理	猪熊
		②節水表示	表示済	表示済		
		③トイレの節水	タンク内にペットボトル入れる	タンク内にペットボトル入れる		
		④毎月のメーターを確認する(漏水防止)	検針確認	検針確認		
4	化学物質の削減	①集合管理の徹底・記録	生産管理ソフトにより管理	生産管理ソフトにより管理	工場長	伊達
		②使用基準量の設定	各部リーダー管理	各部リーダー管理		
5	グリーン商品の購入	①グリーン購入品の調査	カタログにて選択	カタログにて選択	営業管理	吉澤
		②グリーン購入品の検討	積極的に購入	積極的に購入		
		③エコマーク商品の優先的購入実施	実施済	実施済		
6	不良品の削減	①工程内不良の削減	各部リーダー徹底	教育訓練	工場長	伊達
		②木型受入検査徹底	担当者徹底	担当者教育		
		③出荷前検査の徹底	担当者徹底	担当者教育		
		④QP会議、現場不良検証	週1回開催	週1回開催		
7	端材等の再利用	①銅・アルミ屑のリサイクルの徹底	引取り業者連絡	引取り業者連絡	工場長	伊達
		②端材の分別徹底	材質別分別	材質別分別		
8	環境保全取組実施率の向上	①教育訓練の実施	OJT実施	社員別力量表確認	工場長	伊達
		②毎年取組み状況チェック	チェック項目確認	内容精査		
		③EA-21システムの確実な実施	委員会開催	委員会の実施確認		
		④事業所周辺の溝清掃・地域ボランティア活動参加	年3回実施予定	年3回実施予定		

7. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

7-1. 当社に適用となる主な環境関連法規

主な適用法規	改定	当社の対応	遵守状況
騒音規制法 群馬県の生活環境を 保全する条例	2007.4.20	・特定施設の届出(高崎市) 規制基準の遵守義務 本社工場 第2種区域 55デシベル以下 ・空気圧縮機(原動機の定格出力7.5kwi以上)	遵守確認済



振動規制法 群馬県の生活環境を 保全する条例	2000.3.28	・特定施設の届出(高崎市) 規制基準の遵守義務 本社工場 第1種区域 65デシベル以下 ・空気圧縮機(原動機の定格出力7.5kwi以上)	遵守確認済
消防法 群馬県の生活環境を保全 する条例	2009.06.01	・消火器の設置 ・定期点検の実施 ・変電設備の使用 キューピクルの点検 ・変電設備届出 届出書の表示・保管 ・変電設備の位置、構造及び管理の基準順守 ・保守点検(委託業者)実施 ・委託業者との契約	遵守確認済
労働安全衛生法 有機溶剤中毒予防規則 毒物及び劇物取締法 (非届出業者)	2009.9.25	・盗難防止の為の施錠、棚を設ける ・飛散、漏れ、流れ出し等施設の地下浸透を防止 ・誤飲食の防止措置 ・容器表示&貯蔵庫への表示「医薬用外」 白地に赤で「劇物」 ・事故時の対応 有機溶剤中毒予防規則 (有機溶剤2種) 特定物質(H17.1項・政令10条) 第4類引火性液体(400L)	遵守確認済
化学物質排出把握管理 促進法 ・PRTR法 ・MSDS法	2001.3.30	有害または有害の恐れのある化学物質の適正管理 ・第一種指定化学物質の取り扱い届出 ・化学物質等安全データシート(MSDS)の 入手/提供 対象化学物質の安全な取り扱い管理	遵守確認済
PCB廃棄物特別措置法		・毎年度6/30までに前年度における「PCB廃棄物の保管及び処分の状況」を知事に届けること。	遵守確認済
浄化槽法 群馬県浄化槽施行細則	2008.12.1	・届出書の確認 ・委託業者の清掃・点検結果の確認 ・指定検査機関の検査結果確認	遵守確認済
・廃棄物処理法 ・群馬県環境基本条例 ・群馬県の生活環境を保全 する条例	2010.5.19	・産業廃棄物の適正な保管、委託処理 ・保管基準(排出防止、掲示板等) ・外部委託処理の書面契約(運搬、処理) ・産業廃棄物管理票交付等状況報告書	遵守確認済
・大気汚染防止法 ・群馬県の生活環境を保全 する条例		・ばい煙設備の設置届け出 ・ばい煙処理施設の届け出	遵守確認済

#### 7-2. 環境関連法規への違反、訴訟等の有無

2010年11月30日の環境関連法規遵守状況の確認において、環境関連法規への違反は、ありません。

尚、関係当局よりの違反等の指摘は、過去3年間ありません。

## 8. 代表者による全体評価と見直しの結果

エコアクション 21 に取り組み、開始当初は従業員の関心も低かったが日々のグループ会議や朝礼等を活用し、環境方針・環境目標・環境活動計画等の周知と伴に「自分は何をしなければならぬのか」の意識を持ち行動が毎月の結果に結びついてきたように思います。見直しについては、環境関連法規について当社が遵守すべき事項をもう少し具体的に記載した方が良いと感じます。また、環境目標の達成度について新たな基準による目標設定をするように。また委員会の開催も定期的に行い、情報開示を行うように。以上の点を見直し削減活動に取り組んで下さい。